

令和7年度シューカツNAGANO応援・調査事業業務仕様書（案）

この仕様書は、県が行う令和7年度シューカツNAGANO応援・調査事業業務の業務を委託するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 目的

学生と県内企業で働いている若手社員との出会いの場を創出し、学生の県内就職の促進を図るとともに、県外大学の長野県出身学生のUターン就職状況を調査することで、学生の傾向を掴み、今後の支援に活用することを目的とする。

2 委託期間

委託契約の締結日から令和8年3月20日まで

3 業務内容

受託者は、以下の項目に関する、企画・広報・運営、調査・集計の一切を行うものとする。

（1）シューカツNAGANO応援隊

ア 応援隊の結成

- ① 対象者 県内企業等で働く若手社員
- ② 募集人数 20名程度
応援隊の対象者にあたっては、性別・地域・業種に偏りがないように選定する。
選定は、長野県産業労働部労働雇用課と協議をしながら進めること。
- ③ 結成式の開催 長野県庁会議室にて応援隊員が参加する結成式を開催すること。
結成式の時期および内容は、県と協議の上決定する。

イ 応援隊員との交流会を実施

- ①概要 シューカツNAGANO応援隊員と全学年の学生を対象とした交流会を実施する。
- ②実施回数 5回以上開催すること。
- ③開催日程 他の就活イベント等の開催予定状況を鑑み、学生が参加しやすい日とすること。
- ④開催場所 オンライン、県内大学構内、銀座NAGANO等の学生の参加しやすい場所で行うこととする。開催に当たっては、長野県産業労働部労働雇用課及び大学就職支援担当課等の関係機関と協議をしながら進めること。
- ⑤応援隊員参加人数 1会場当たり最低5名を参加するようにすること。
- ⑥ウェブサイト上で受付フォームを作成

学生が簡単に申込みできる専用フォームを作成し、Web上で参加申込みの受付を行うようにする。（自社が運営するサイト上に作成することも可）

ウ Uターン就職協定校等が主催する就職セミナーへの参加

県の求めに応じて、県外の大学またはジョブカフェ信州（シューカツNAGANOキャリア相談室を含む）が開催する就職セミナー（U・Iターンガイダンス含む）において、先輩としてアドバイスをする機会を設ける。

エ 広報

各種媒体を通じて、学生および保護者、大学キャリアセンター向けに広報を行う

オ 隊員インタビューの実施

- ①内容 シューカツ NAGANO 応援隊員を紹介するとともに長野県で就職する魅力を伝える内容とする。
- ②取材方法 応援隊員への質問項目をアンケートフォーム等により送付し、隊員に回答いただく方法とする。また、合わせて写真も提出いただくこととする。
- ③納品方法 インタビューはシューカツNAGANOサイト上に公開するため、サイト公開に適した形式で提出すること。

(2) Uターン就職状況調査の実施

ア 大学等調査

- ① 協定校及び県出身者が多数在学する県外大学（院）・短大等 500 校程度を対象に、次の調査をする。
 - 令和7年3月卒業生の長野県内企業への就職状況等
 - (例) ・回答者の属性（学校種、学生数など）
 - ・長野県出身学生の就職者数及び県内企業・自治体等への就職者数
 - ・具体的な就職企業名

イ 調査結果の報告

- ① 令和7年8月11日までに、本調査に基づいたUターン就職率を県に報告すること。
- ② 各校の調査結果を電子データファイル（Excel）にまとめて県に提出すること。

(3) その他

応援隊との交流会において、県が運営するシューカツ NAGANO メールマガジン、LINE等のSNS登録や県が主催するその他の学生向けイベント参加に向けた告知に協力する。

4 業務完了後の提出書類

本事業終了後、令和8年3月31日までに以下の書類を県に提出すること。

- (1) 調査報告書：A4判 カラー刷 1部
- (2) 上記の他、受託者が委託業務を実施するに当たり作成した資料又は完成した書類等のうち、県が必要と認めたもの（電子データファイルを含む）
- (3) 委託業務完了報告書を調査報告書納入時に合わせて提出すること。

5 留意事項

- (1) 個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
また、事業の実施上知りえた情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (3) 本事業に関する所有権や著作権は原則として全て県に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとすること。

6 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。